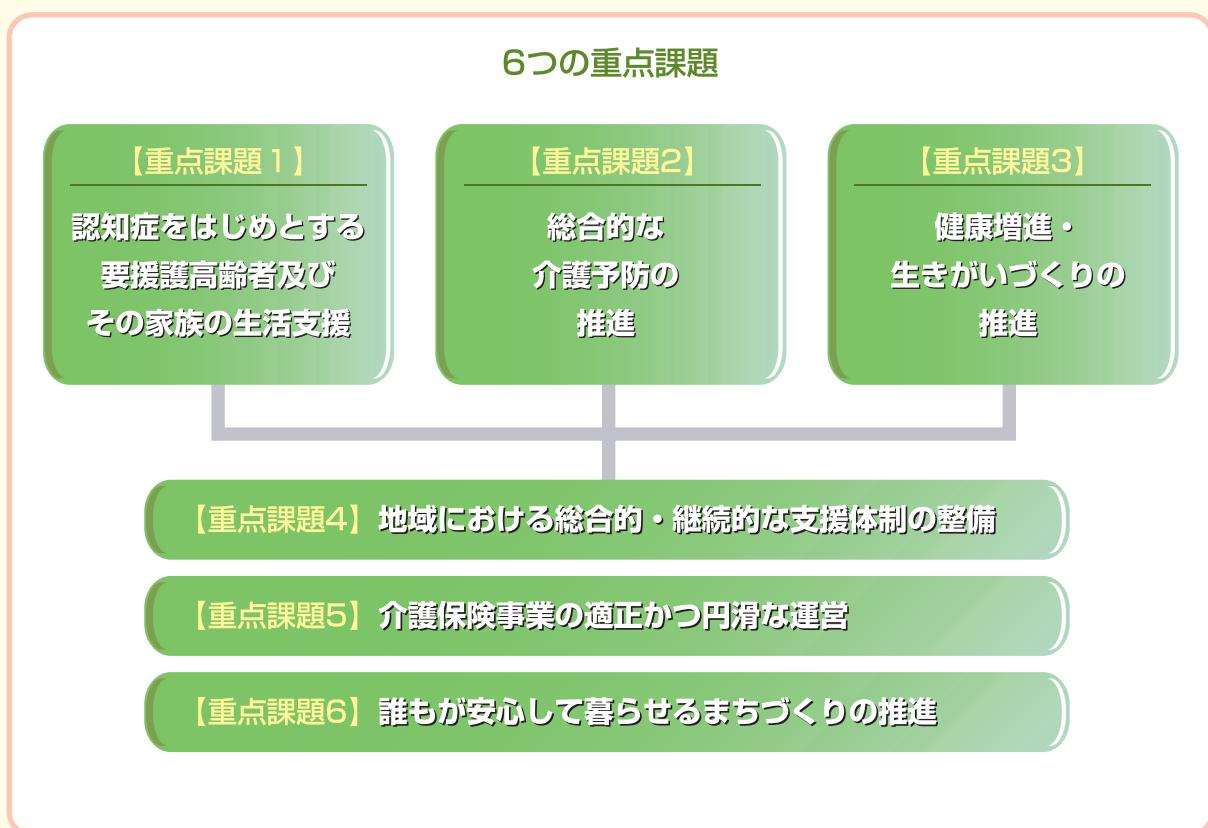


第4章 重点課題ごとの取組方針と 施策・事業の実施

第4期プランにおける重点課題

第4期プランは、平成26年度を最終目標とする中間的段階の計画と位置付けていることから、計画の連續性及び整合性を維持するため、第3期プランの重点課題を引き継ぎ推進することとし、施策・事業数は186、うち新規項目は31項目となっています。



【重点課題1】認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

取組方針

要援護高齢者及びその家族の自立した生活を支援するため、地域の特性を踏まえて、ニーズに対応した介護サービスを質と量の面から確保するとともに、在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護保険以外の保健福祉サービスについても引き続き充実に努めます。また、療養病床の再編成への対応についても、医療・介護の必要な方に、適切なサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、認知症についての正しい理解の普及、原因となる疾患の予防、早期発見、治療、相談体制の充実、認知症高齢者を介護する家族への支援、高齢者虐待防止をはじめとした高齢者の権利擁護対策等多様な側面から取組を進めます。

主な施策・事業

1 介護サービスの充実

- 施設・居住系サービスの整備促進
- 小規模特別養護老人ホームの整備促進
- 個室・ユニットケアの推進
- 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組
- 地域密着型サービスとの連携

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

- 軽費老人ホーム（A型）の制度見直しに伴う転換・改築支援及び養護老人ホームの老朽対策
- ケアハウスの整備促進
- ケアハウスの介護機能の強化
- 生活支援サービスの提供
- 緊急時に対応するサービスの実施
- 家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援
- 家族への看護・介護方法の普及
- 家族の健康管理支援



3

認知症高齢者対策の推進

- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実
- 認知症高齢者に係る医療体制の充実
- 専門機関による相談事業の充実
- 施設・事業所の認知症ケア技術の向上〔新規〕
- 関係機関等の連携体制の充実
- 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり
- 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援

4

高齢者虐待防止事業の推進

- 虐待の早期発見・早期対応
- 関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 緊急避難の場所の確保
- 養護者・家族への支援
- 施設・事業所における虐待の防止
- 権利擁護対策の推進
- 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施

5

療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援

- 受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実〔新規〕
- 保健・医療・福祉の連携体制の整備〔新規〕
- かかりつけ医等の確保〔新規〕
- 診療所の在宅支援機能の強化〔新規〕



【重点課題2】総合的な介護予防の推進

取組方針

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、より一層の介護予防に関する知識・情報の普及と啓発に努めます。

また、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントの体制を充実するとともに、介護予防事業対象者の把握や、対象者が個々の状況に応じて日常生活の中で自ら取り組めるようなサービス提供を行うなど、介護予防を総合的に推進します。

主な施策・事業

① 地域包括支援センターを軸とした 介護予防ケアマネジメント体制の充実

- 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携
- 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組
- 地域包括支援センターへの支援
- 地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメント
- 介護予防サービス事業者における自立支援のための取組

② 地域支援事業による介護予防サービスの提供

- 多様な経路からの対象者の早期発見
- 地域包括支援センターでの特定高齢者の決定
- 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供
- 口腔機能向上教室の実施
- 介護予防の普及・啓発〔新規〕
- 地域介護予防推進事業における一般高齢者向け介護予防サービスの提供
- 地域介護予防推進センター事業の充実〔新規〕
- 介護予防ファイルの交付
- すこやか生活支援介護予防事業の実施
- すこやか栄養教室の実施
- 栄養と運動の教室の実施〔新規〕
- 介護予防事業の効果的な評価手法の構築
- 有効な介護予防サービスの調査・研究

③ 予防給付による介護予防サービスの提供

- 予防給付の利用者等への周知
- 予防給付の提供
- 予防給付の評価

【重点課題3】健康増進・生きがいづくりの推進

取組方針

市民が、家庭や地域において、心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりの支援や情報発信を進めます。

また、高齢者が知識や経験、特技等を生かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるように、地域の資源を活用した多様な活動の場づくりや環境整備、情報提供等を充実していきます。

主な施策・事業

① 主体的な健康づくりの推進

- 保健所・支所及び健康増進センターでの生活習慣病等を予防する施策の充実
- 栄養改善施策の実施
- 歯の健康づくり施策の実施
- こころの健康づくり施策の実施
- 「京都市民健康づくりプラン」の推進
- 健康増進センターにおける事業の展開
- 地域での自主的活動の支援
- 健康づくりに関する情報を市民に総合的に発信する手法の検討〔新規〕
- 市民参加型ないし市民主体の健康づくり支援活動を活性化するための環境整備
〔新規〕

② 多様な生きがいづくりの推進

- 社会参加促進に向けた啓発・支援
- 老人クラブ活動の活性化
- 身近な地域での活動の場の提供
- 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充
- シルバー人材センター事業の充実
- 新しい生きがいづくり支援策の展開
- 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター（仮称）」の整備〔新規〕
- 高齢者のボランティア活動の推進



【重点課題4】地域における総合的・継続的な支援体制の整備

取組方針

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加する中、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの普及・啓発と基盤整備の更なる推進等により、日常生活圏域を基本としたサービス提供体制の整備を図ります。

また、各種サービス提供機関、地域住民による自主的な活動等との連携を図り、地域全体で高齢者を見守り支えるためのネットワークづくりを進めます。

主な施策・事業

①

地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

- 地域密着型サービスの基盤整備
- 認知症高齢者グループホームの整備促進〔新規〕
- 地域密着型サービスの普及・啓発〔新規〕
- 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視
- 地域密着型サービス事業者への指導・助言
- 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究
- 消防法令改正に伴う施設の防火安全体制の強化〔新規〕

②

地域ケア関係機関の連携

- 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催

③

相談・情報提供体制の充実

- 地域包括支援センターにおける相談機能の強化
- 民生委員・児童委員、老人福祉員による相談活動の推進
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

④

地域住民による自主的な活動の推進

- 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進
- 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- ボランティア活動や市民福祉活動等の推進

⑤

ひとり暮らし高齢者等への支援

- 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- 高齢者に係る情報格差解消に向けた支援〔新規〕
- 地上デジタル放送移行に係る高齢者のサポート〔新規〕
- 老人福祉員活動の充実
- 「一人暮らし年寄りセンター」の創設〔新規〕
- 高齢者のコミュニケーションの場の設置〔新規〕

【重点課題5】介護保険事業の適正かつ円滑な運営

取組方針

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ります。

また、介護分野における人材不足等を改善していくため、安定的な人材の確保及び育成する仕組みづくりに努めます。

主な施策・事業

① 介護サービスの質的向上

- 介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施
- 介護相談員派遣事業の充実

② 介護保険給付の適正化

- 地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の実施
- 介護予防支援事業者の指定、指導監督の実施
- 介護サービス事業者に対する調査、指導の強化
- 適正な認定調査の実施
- 介護支援専門員への支援
- 介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応
- 保険料の確実な徴収
- 低所得者に対する支援

③ 介護に従事する人材の確保・定着

- 介護職員の労働環境や待遇の改善〔新規〕
- 教育機関・養成施設等との連携による人材確保〔新規〕
- 潜在的有資格者の掘り起こし〔新規〕
- 多様な人材の参入・参画〔新規〕
- 誰もが研修を受講しやすい体制の構築〔新規〕
- 社会的評価の向上〔新規〕



【重点課題6】誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

取組方針

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、さまざまな機会を活用して、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉施策と住宅施策やまちづくり施策が融合し、連携を更に深め、ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組みます。

主な施策・事業

① 世代間の交流と理解の促進

- 文化芸術活動やスポーツ等共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流機会の拡大〔新規〕
- お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進〔新規〕
- 福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進〔新規〕
- 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実
- 人権文化の構築

② 高齢者が安心できる生活環境づくり

- 高齢者向けのすまいの供給
- 住み替えの支援
- 住宅政策との連携を図った公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討〔新規〕
- ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり
- 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進
- 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進
- 移動に制約のある方への支援〔新規〕
- 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施
- 地域の総合的な安心安全ネットの推進
- 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進
- 災害時要援護者名簿の整備〔新規〕
- 応急手当の普及啓発
- 住宅用火災警報器の設置促進
- 交通安全普及・啓発事業の推進
- 消費者問題に関する啓発・教育
- 市民との協働による消費者啓発〔新規〕
- 消費者被害救済のための相談事業の充実
- 消費者被害等の迅速な情報提供

